

宇和島市と学校法人タイケン学園との連携協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と学校法人タイケン学園（以下「乙」という。）は、相互の発展のため、次のとおり協定を締結する。



令和6年1月31日

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な連携のもと協力し、地域の活性化と教育の向上を図り、相互の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 相互の人的、物的及び学術的資源の活用に関すること。
- (2) 教育、文化及びスポーツの振興と国際交流の促進に関すること。
- (3) 人材の育成に関すること。
- (4) 地域福祉、健康及び子育ての向上に関すること。
- (5) 災害時等における協力に関すること。
- (6) 廃校施設等の有効活用に関すること。
- (7) その他連携を推進するために必要な事項に関すること。

（連携協議）

第3条 甲及び乙は、本協定書に基づく連携、協力の具体的な内容、その他必要な事項については、その都度、協議して定めることができる。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定書に基づく連携、協力にあたり、知り得た情報については、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

（効力）

第5条 本協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲、乙のいずれかからの改廃の申し入れによる合意がない限り、効力を失わないものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めることができる。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和6年1月31日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市長

岡原文彦

乙 東京都板橋区成増一丁目12番19号
学校法人タイケン学園 理事長

柴澤洋介

宇和島市と学校法人タイケン学園との 包括連携協定の締結について

目的

緊密な連携のもと協力し、地域の活性化と教育の向上を図り、相互の発展に寄与することを目的とする

連携及び協力事項

- (1) 相互の人的、物的及び学術的資源の活用に関すること。
- (2) 教育、文化及びスポーツの振興と国際交流の促進に関すること。
- (3) 人材の育成に関すること。
- (4) 地域福祉、健康及び子育ての向上に関すること。
- (5) 災害時等における協力に関すること。
- (6) 廃校施設等の有効活用に関すること。
- (7) その他連携を推進するために必要な事項に関すること。

具体的な取組み内容

- 教育、文化及びスポーツの振興と国際交流の促進に関すること。
 - ・スポーツイベント等における運営サポート
- 人材の育成に関すること。
 - ・小学生等を対象にしたスポーツ教室等の開催
- 地域福祉、健康及び子育ての向上に関すること。
 - ・介護予防の運動教室の開催
- 廃校施設等の有効活用に関すること。
 - ・運動場、体育館等の有効活用